

緊急事態宣言発令に対する当社の対応について

2020年4月8日

株式会社エスイー

株式会社エスイーは、新型コロナウイルス感染症に対する対応として当社役職員に対し、時差通勤や一部テレワーク（在宅勤務）などを業務上支障のない範囲で実施してまいりましたが、昨日4月7日（火）に政府より発令されました「緊急事態宣言」を受けて、対象地域にある事業所に勤務する役職員を対象に原則テレワーク（在宅勤務）を実施し、交替制で事業所に出社することで業務を行うことといたしました。

お取引先様の皆様におかれましては、ご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解のうえご容赦賜りますよう、お願い申し上げます。

○緊急事態宣言発令地域における実施内容

対象期間：2020年4月8日（水）から5月6日（水）まで

対象事業所：エスイー本社（東京都）、営業本部日東星野ビル事業所（東京都）、
大阪支店（大阪府）、九州支店（福岡県）、厚木研究所（神奈川県）

実施内容：

- ・業務内容に応じて、原則テレワーク（在宅勤務）を実施します。
- ・交替制で事業所に出社し通常業務を実施しておりますが、個別の案件またはお急ぎのご用件につきましては弊社各担当者の携帯電話もしくはメールアドレスへ直接ご連絡いただきますようお願い申し上げます。
- ・各事業所における営業時間は、平日の午前9時00分から午後5時45分までです。

○新型コロナウイルス感染症に対する当社の対応事項について

2020年3月2日（月）より実施しております当社の新型コロナウイルス感染症に対する対応につきましては、引き続き5月6日（水）まで延長をいたします。

当社は、政府の行動指針に従い、役職員およびお取引先様などの健康と安全の確保、社内外の感染症拡大防止に努めてまいります。

テレワーク（在宅勤務）に伴い、電話応答、メールまたはフォームからの問合せ対応に時間を要する場合がありますので、予めご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

以上